

一次生産

予備的注意事項:最低限として、常に現地の規則および仕向国の規則(該当する場合)が適用される。

A. 食品安全関連要素

基本レベル 要求事項のアセスメント		
B.A 1	記録維持	
	食品安全に関する農業規範について、そのすべての関連記録を維持しなければならない。	
		コメントと所見
		要求事項を満たしている?
B.A 1.1	すべての必要記録は最新のものであり、最低でも1年間、または国の法律に応じてそれ以上の期間これを維持しているか? (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)	

基本レベル 要求事項のアセスメント		
B.A 2	トレーサビリティ	
	その活動の範囲内で、生産/収穫および流通のいかなる段階においても農産物を特定するため、トレーサビリティシステムを実施しなければならない。	
		コメントと所見
		要求事項を満たしている?
B.A 2.1	農産物の識別を前後で証明するために、利用可能な記録はあるか? (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)	
B.A 2.2	少なくとも毎年、トレーサビリティシステムを検査しているか?	

基本レベル 要求事項のアセスメント		
B.A 3	是正処置	
	食品安全関連の苦情および不適合を記録し、分析するため、また再発を防ぐために、文書化された是正処置手順を実施しなければならない。	
		コメントと所見
		要求事項を満たしている?
B.A 3.1	食品安全関連の苦情および不適合を記録しているか?	
B.A 3.2	それら苦情を評価するとともに不適合を調査して再発を防ぐため、文書化された是正処置手順を実施しているか? (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)	
B.A 3.3	取られた是正処置の記録はあるか?	

基本レベル 要求事項のアセスメント		
B.A 4	仕様	
	顧客の食品安全要求事項が定められている場合、生産物はこれに適合しなければならない。	
		コメントと所見
		要求事項を満たしている?
B.A 4.1	生産者は、顧客の食品安全仕様を認識しており、それら仕様に適合していることを証明できるか? (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)	

基本レベル 要求事項のアセスメント		
B.A 5	食品安全事故のマネジメント	
	事故報告、生産品回収、および生産品のリコール手順に及ぶ、効果的な食品安全事故マネジメント手順を実施しなければならない。	
		コメントと所見
		要求事項を満たしている?
B.A 5.1	事故報告、生産品回収、および生産品のリコールに取り組む仕組みはあるか? (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)	

中間レベル 要求事項のアセスメント		
I.A 5	食品安全事故のマネジメント	
	事故報告、生産品回収、および生産品のリコール手順に及ぶ、効果的な事故マネジメント手順を実施しなければならない。	
		コメントと所見
		要求事項を満たしている?

I.A 5.1	すべての食品安全事故を記録し、それらの重大性と消費者リスク、およびそれに応じてフォローアップを確立するため評価しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)	
I.A 5.2	少なくとも年に1回、事故マネジメント手順について、見直し、試験を行い、検証しているか？	

中間レベル要求事項のアセスメント		
I.A 6	購買	
外部から調達し、食品安全に影響を及ぼすすべての物品およびサービスを管理するため、購買手順を整備しなければならない。		
コメントと所見		要求事項を満たしている？
I.A 6.1	組織によるサプライヤー承認のため、整備されている手順はあるか？	
I.A 6.2	物品、サービス、およびアウトソーシングプロセスを含む購買は、承認サプライヤーに限り行われているか？	

中間レベル要求事項のアセスメント		
I.A 7	セルフアセスメント	
関連する安全要求事項および法的要求事項の継続的適合を確保するため、生産期間中は少なくとも年に1回、セルフアセスメント／内部検査を実施しなければならない。		
コメントと所見		要求事項を満たしている？
I.A 7.1	生産期間中、生産者は最低でも年に1回、文書化されたセルフアセスメントを行っているか？	
I.A 7.2	セルフアセスメントの最中に発見された不適合の結果として、是正処置を取り、記録しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)	

B. GAPの食品安全

基本レベル 要求事項のアセスメント		
B.B 1	個人衛生	
従業員および訪問者の衛生規範の効果的な実施を確保するため、方針および手順を実施しなければならない。		
コメントと所見		要求事項を満たしている？
B.B 1.1	農場で行われるすべての活動(栽培・飼育、収穫、取扱い、および田畑、果樹園、または温室で直接包装され、取扱われる農産物を含めたオンファーム輸送)に及ぶ、衛生手順はあるか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)	
B.B 1.2	例えば絵や現地の言語など、理解される形式で、健康と衛生の方針および指示を農場は文書化しているか？	
B.B 1.3	すべての下請業者および訪問者は、個人衛生の関連手順を認識しているか？	
B.B 1.4	すべての作業者は、衛生手順の訓練を受けているか？	
B.B 1.5	作業者は、その作業(包装および収穫を含む)の近くで清潔なトイレおよび手洗い設備を利用できるか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)	
B.B 1.6	救急箱をすぐに利用できるか？	
B.B 1.7	汚染を回避するため、農産物の取扱いに関する衛生指示および手順を効果的に実施しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)	

基本レベル 要求事項のアセスメント		
B.B 2	用地履歴および用地管理	
各生産ユニットで行われる農業活動の記録を維持するためのシステムを確立しなければならず、また植え付け前に潜在的食品安全ハザードについて用地(農場および隣接する用地)を評価したことを証明する記録が利用可能でなければならない。		
コメントと所見		要求事項を満たしている？

B.B 2.1	植え付け前に、潜在的食品安全ハザードについてサイトを評価したことを証明する記録が利用可能か？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 2.2	各生産ユニットで行われる農業活動の記録を維持するためのシステムを確立しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 2.3	食品ハザードが特定されている場合、それらを効果的に管理していることを証明する記録はあるか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		

基本レベル 要求事項のアセスメント			
B.B 3	動物管理 エリアを適切に管理しなければならず、また動物(げっ歯類、虫、鳥類、およびその他の動物を含む)の侵入リスクを最小限にとどめるための管理を実施しなければならない。作物生産エリアのほか、保管、仕分け、取扱い、および包装エリアにおいて、潜在的食品安全リスクをもたらす過度の動物活動があってはならない。		
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
B.B 3.1	収穫した農産物の保管、仕分け、取扱い、または包装に使用するエリアは、リスクを最小限にとどめるため、動物活動から保護されているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 3.2	作物生産エリアに潜在的食品安全リスクをもたらす、繰り返される動物活動はないという証拠はあるか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 3.3	保管、仕分け、取扱い、および包装エリアにおいて、潜在的食品安全リスクをもたらす過度の動物活動はないという証拠はあるか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 3.4	田畑において、動物活動による影響を最小限にとどめるため、適切な物的処置を実施しているか？		
B.B 3.5	動物の繁殖場や病気の温床が確立するのを避けるため、農場およびプレミスからごみや廃棄物を取り除いて		

中間レベル要求事項のアセスメント			
I.B 3	動物管理 建物を適切に管理しなければならず、また動物(げっ歯類、虫、鳥類、およびその他の動物を含む)の侵入リスクを最小限にとどめるための管理を実施しなければならない。作物生産エリアのほか、保管、仕分け、取扱い、および包装エリアにおいて、潜在的食品安全リスクをもたらす過度の動物活動があってはならない。		
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
I.B 3.1	動物管理検査、および取られた必要処置に関するマップ並びに詳細な記録を維持しているか？		

基本レベル 要求事項のアセスメント			
B.B 4	清掃・洗浄および消毒 農場は、生産のすべての段階にわたり、適切な清掃・洗浄および消毒手順を確保しなければならない。		
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
B.B 4.1	保管および農産物取扱いエリア、装置、用具、並びに輸送手段を含めたプレミスのクリーンネスを確保するため、文書化された清掃・洗浄および消毒手順を実施しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 4.2	洗浄剤は、その使用対象の装置に適しており(例えば、必要な場合には食品グレードのもの)、生鮮農産物の汚染を防ぐために別で保管されているか？		

基本レベル 要求事項のアセスメント			
B.B 5	水利用 水質は、その用途に適したものでなければならない。		
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
B.B 5.1	灌水/施肥灌水または植物保護製品の混合に、未処理の汚水を利用していないという証拠はあるか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		

B.B 5.2	使用されているすべての装置は、灌水中に適合しており、食品安全に何らかのリスクをもたらしていないか？		
B.B 5.3	最終農産物洗浄に使用される水は飲用であることを、記録が証明しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 5.4	植物保護製品の混合に使用される水は食品安全リスクを呈しないことを、記録が証明しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 5.5	収穫時点で、若しくは収穫後の農産物取扱いに使用される氷または水は飲用であることを、記録が証明しているか？		

中間レベル要求事項のアセスメント			
I.B 5	水利用(農産物取扱いを含む)		
水質は、その用途に適したものでなければならない。			
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
I.B 5.1	利用水の汚染を防ぐための手順を整備しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
I.B 5.2	水利用について、年に1回のリスクアセスメントを完了しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
I.B 5.3	リスクアセスメントの結果を踏まえた頻度で、水を分析しているか？		
I.B 5.4	水分析を行っている試験所は、適切なものか？		

基本レベル 要求事項のアセスメント			
B.B 6	繁殖物		
繁殖物が食品安全リスクを呈しないことを、記録は証明しなければならない。			
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
B.B 6.1	植物の繁殖期間中、自家苗床の繁殖物または第三者から購買した繁殖物に対して、行った植物保護製品適用に関する記録を維持しているか？		

基本レベル 要求事項のアセスメント			
B.B 7	肥料利用		
有機・無機肥料の適用が、食品安全リスクを呈さず、生鮮農産物の汚染を回避していることを記録は証明しなければならない。			
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
B.B 7.1	有機・無機肥料のすべての適用が、田畑、果樹園、または温室への言及を含めて記録されているか？それら記録には、適用日、肥料の種類または商品名、量、オペレーターの詳細、および適用方法が含まれているか？		
B.B 7.2	植物保護製品とは別に肥料を保管しているか？		
B.B 7.3	有機・無機肥料は、適切な方法で、かつ収穫した生産物とは別に保管されており、そうすることで生鮮農産物や食品接触装置の汚染リスクを低減しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 7.4	未処理の生活排水を利用していないという客観的証拠はあるか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 7.5	有機肥料の利用が、食品安全リスクをもたらしていないか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		

中間レベル要求事項のアセスメント			
I.B 7	肥料利用		
有機・無機肥料の適用が、食品安全リスクを呈さず、生鮮農産物の汚染を回避していることを記録は証明しなければならない。			
		コメントと所見	要求事項を満たしている？

I.B 7.1	有機肥料について、適用前に、その出所および特徴を考慮したリスクアセスメントを実施したか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
I.B 7.2	正確な肥料適用を確実にするため、肥料適用機械を良好な状態に保ち、年に1回点検しているか？		
I.B 7.3	適用装置を定期的に点検し、校正しているか？		
I.B 7.4	堆肥／厩肥／化学肥料の適用は食品安全リスクを呈しないことを、記録(例えば、微生物、プロセスの種類)が証明しているか？		

基本レベル 要求事項のアセスメント			
B.B 8	植物保護		
	植物保護製品は、適用される規則に従い、かつ最終農産物の食品安全を危うくすることなく使用しなければならない。	コメントと所見	要求事項を満たしている？
B.B 8.1	植物保護製品の公的登録スキームが存在し、運用されている場合、生産者は使用国で登録および／または許可されているもののみをターゲット作物に使用しているか？ (必須 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 8.2	仕向国で登録および／または許可されている、または仕向国に最大残留限界(MRL)が存在する(仕向国が分かっている場合)植物保護製品のみを、生産者は使用しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 8.3	ラベル指示または使用勧告に従い、植物保護製品をターゲットにふさわしく適用しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 8.4	植物保護製品適用の記録には、作物の種類および／または品種、場所、適用日、用量率および適用した量、製品の商品名、有効成分、適用者の詳細、並びに適用方法が含まれているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 8.5	植物保護製品適用の記録は、収穫前インターバルを含み、推奨インターバルを遵守していることを証明しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 8.6	植物保護製品を、安全な場所に、元の包装に入った状態で保管しているか？		

中間レベル要求事項のアセスメント			
I.B 8	植物保護製品		
	植物保護製品は、適用される規則に従い、かつ最終農産物の食品安全を危うくすることなく使用しなければならない。	コメントと所見	要求事項を満たしている？
I.B 8.1	文書化された作物保護計画が利用可能か？		
I.B 8.2	栽培中の作物に使用し、そのような使用が承認されている植物保護製品の最新リストを維持しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
I.B 8.3	すべての植物保護製品適用が、ターゲット生物および適用の正当化を含めて記録されているか？		
I.B 8.4	すべての植物保護製品適用が、適用の技術的権限付与を含めて記録されているか？		
I.B 8.5	すべての植物保護製品適用が、使用される適用機械を含めて記録されているか？		
I.B 8.6	正確な適用を確実にするため、植物保護製品の適用機械を良好な状態に保ち、年に1回点検しているか？		
I.B 8.7	責任者は、必要とされる適用混合物を算出し、調製できるか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		

I.B 8.8	国または地方の法律に従い、またはそれら法律がない場合は作物の汚染を回避する方法で、余った適用混合物またはタンク洗浄液を処分しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
I.B 8.9	作物／生産品に適用された植物保護製品を対象とした、年1回(またはそれ以上の頻度)の残留試験の最新の証拠、または第三者による植物保護製品の残留監視システムへの参加が、利用可能か？		
I.B 8.10	輪作で栽培される作物への使用が承認されている植物保護製品を、植物保護製品保管場所の範囲内で、他の目的に使用される植物保護製品とは別に保管しているか？		

基本レベル 要求事項のアセスメント			
B.B 9	収穫	コメントと所見	要求事項を満たしている？
	収穫の間は、食品安全要求事項の準拠を確実にするための手順を実施しなければならない。これは、施設、装置、容器、および包装材料を対象としなければならない。		
B.B 9.1	収穫に使用される容器、装置、および道具を、洗浄し、消毒し、維持し、汚染から保護しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 9.2	もっぱら農産物用として、農産物用容器を使用しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 9.3	収穫した農産物を汚染から保護しているか？		
B.B 9.4	農産物を現場包装する場合、収集／保管／分配ポイントを清潔かつ衛生的な状態に維持しているか？		
B.B 9.5	農産物を現場包装する場合、包装材料を汚染から保護しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		

基本レベル 要求事項のアセスメント			
B.B 10	農産物取扱い	コメントと所見	要求事項を満たしている？
	生産品の汚染リスクを低減するため、現場および包装工場レベルでの包装オペレーション、および冷却オペレーションに及ぶ効果的な食品安全手順を実施しなければならない。		
B.B 10.1	収穫後の取扱いオペレーションに及ぶ、文書化された衛生規範(例えば、看板、絵)はあるか？		
B.B 10.2	作業者は、それら衛生規範の訓練を受けているか？		
B.B 10.3	それら衛生規範が実施されていることを、所見は示しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 10.4	作業に戻る前には手を洗うよう作業者に指示する看板を、はっきりと掲げているか？		
B.B 10.5	喫煙、飲食、および(ガムやたばこを)噛むことを、生産品から隔離した指定場所に限定しているか？		
B.B 10.6	殺生物剤、ワックス、および植物保護製品の公的登録スキームが存在し、運用されている場合、生産者は使用国で登録および／または許可されているもののみをターゲット作物に使用しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 10.7	仕向国で登録および／または許可されている殺生物剤、ワックス、および植物保護製品のみを、生産者は使用しているか？(仕向国が分かっている場合) (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 10.8	ラベル指示／使用勧告に従い、殺生物剤、ワックス、および植物保護製品をターゲットにふさわしく適用しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.B 10.9	収穫後処理について、すべてのラベル指示／使用勧告を遵守しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		

B.B 10.10	収穫後の殺生物剤、ワックス、および植物保護製品適用の記録には、収穫した作物の識別(すなわちロットまたはバッチ番号)、場所、適用日、処理のタイプ、製品の商品名、および適用した量/用量率が含まれているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
-----------	---	--	--

中間レベル要求事項のアセスメント			
I.B 10	農産物取扱い	生製品の汚染リスクを低減するため、現場および包装工場レベルでの包装オペレーションに及ぶ効果的な食品安全手順を実施しなければならない。	
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
I.B 10.1	文書化された作業衛生手順を実施しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
I.B 10.2	清潔で目的に適い、かつ生産物を汚染から保護できる外衣を、すべての作業者が着用しているか？		
I.B 10.3	作業員および訪問者のために、主要な衛生指示の看板を包装施設にはっきりと掲げているか？		
I.B 10.4	作業員のために、適切な更衣施設はあるか？		
I.B 10.5	農産物と接触する可能性がある洗浄剤、潤滑剤などは、食品業界での適用が承認されているか？用量率に正確に従っているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
I.B 10.6	すべてのフォークリフトおよびその他の駆動式輸送用トローリーは、清潔で良好に維持されており、排気を介した汚染を回避するのに適したタイプのものか？		
I.B 10.7	包装環境における不良農産物を、明確に識別し、定期的に清掃および/または消毒する指定場所に保管しているか？		
I.B 10.8	包装材料は、清潔であり、清潔かつ衛生的な条件下に保管されているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
I.B 10.9	測定および温度管理に使用される装置を点検するためのプロセスはあるか？		
I.B 10.10	生製品および包装エリアの上方に、破損しても安全なランプまたは保護キャップ付きランプを使用している		
I.B 10.11	ガラスおよび透明硬質プラスチックについて、文書化された取扱い手順を整備しているか？		
I.B 10.12	生製品洗浄システムを利用している場合は、リスク分析により決定した頻度で、そのシステムを監視しているか？		
I.B 10.13	洗浄システムが確立された限界値から外れた場合は、是正処置を取り、記録しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
I.B 10.14	農産物を農場で包装および/または保管する場合、温度および湿度(適用される場合)管理を維持し、記録しているか？		

中間レベル要求事項のアセスメント			
I.B.11	廃棄物および汚染の管理	食品安全リスクを最小限にとどめるため、廃棄物を管理すべきである。	
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
I.B 11.1	食品安全にリスクをもたらす、すべての考えられる廃棄物および農業オペレーションによって生じる汚染源を明確にしているか？		
I.B 11.2	廃棄物管理計画を実施しているか？		

C. 食品安全ハザード

基本レベル 要求事項のアセスメント	
B.C 1	食品安全ハザードの管理 食品安全ハザードを緩和するための処置を実施しなければならない。

		コメントと所見	要求事項を満たしている？
B.C.1.1	生産者は、生産／供給している農産物と関連する特定の食品安全ハザードを明確にし、リスト化しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
B.C.1.2	生産者は、明確にしたそれらハザードを緩和するため、適切な管理処置を実施しているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		

中間レベル要求事項のアセスメント			
I.C.1	食品安全ハザードの管理 食品安全ハザードを緩和するための処置を実施しなければならない。		
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
I.C.1.1	リスクアセスメントで特定されたすべての重大ハザードに、管理処置を割り当てているか？ (必須要素 - 不備がある場合は大きな減点)		
I.C.1.2	少なくとも年に1回、または生産品に影響を及ぼしかねない変更が生じた時は、すべてのハザード分析を見直しているか？		

中間レベル要求事項のアセスメント			
I.C.2	食品防御 会社は、意図的汚染の結果としての農産物への脅威を評価し、適切な予防管理処置を整備しなければならない。		
		コメントと所見	要求事項を満たしている？
I.C.2.1	意図的汚染の結果としての農産物への脅威を、評価しているか？		
I.C.2.2	プロセスにおいて、意図的汚染を受けやすいポイントを明確にし、追加的アクセス管理の対象としているか？		
I.C.2.3	禁じられたアクセスが起これば、食品が損傷を受けた可能性がある場合の処置を整備しているか？		